

畜 第 588 号  
平成26年 9月 9日

全国農業協同組合連合会岩手県本部長  
一般社団法人岩手県畜産協会会長理事  
一般社団法人岩手県獣医師会長  
一般社団法人岩手県農畜産物価格安定基金協会理事長  
一般社団法人岩手県配合飼料価格安定基金協会理事長

様

岩手県農林水産部長



平成26年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について  
このことについて、農林水産省消費・安全局長から、別添のとおり通知がありました  
ので、お知らせします。

つきましては、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生防止  
に万全を期すため、下記事項が飼養者に徹底されるよう、会員等を通じ、周知・指導に  
ご協力いただくようお願いいたします。

#### 記

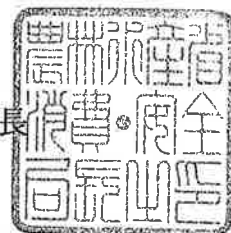
- 1 家きん飼養農場において飼養衛生管理基準を遵守すること。  
農場自らが、常日頃から、別添通知の「家きん農場における飼養衛生管理チェック  
表」を活用するなどにより、飼養衛生管理基準の遵守状況の確認を行い、万一、改善  
を要する事実を確認した場合、速やかに必要な措置を講じること。
- 2 特に、野鳥等の侵入防止対策、異状確認時の早期通報を重要視し、次の事項を徹底  
すること。
  - (1) 防鳥ネットの設置・修繕等による野鳥の侵入防止対策及び農場におけるネズミ等  
野生動物の駆除を徹底すること（別添通知の記2関係）
  - (2) 飼養家きんの健康観察を毎日行い、同一の家きん舎内において、その日の死亡率  
が過去21日間の平均の死亡率の2倍以上となった場合、その他高病原性鳥インフ  
ルエンザや低病原性鳥インフルエンザを疑う症状等が確認された場合は、直ちに家  
畜保健衛生所に通報すること（別添通知の記3関係）。



【畜産課振興・衛生担当（本波 美香） TEL019-629-5722】

岩手県知事 殿

農林水産省消費・安全局長



平成26年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）の防疫対策については、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」（平成23年10月1日農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。）により実施するほか、「平成25年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について」（平成25年9月6日付け25消安第2884号農林水産省消費・安全局長通知）により、これまでも飼養衛生管理基準の遵守状況の調査、野鳥の侵入防止対策の徹底等をお願いしてきたところです。

近年、本病の散発的な発生が認められている中国、台湾、北朝鮮等での発生に加え、本年1月以降、韓国においては家きん及び野鳥において高病原性鳥インフルエンザの流行が確認されています。このような中、4月には我が国の家きん飼養農場では3年ぶりに、熊本県において高病原性鳥インフルエンザが発生したところです。本事案において確認されたウイルスは、近隣諸国での発生状況及び分子疫学的解析結果から、中国で複数のウイルスの遺伝子が再集合し、韓国を経由して我が国に侵入した可能性が高いと考えられます。

本病ウイルスは、海外から飛来する野鳥によって国内に持ち込まれる可能性が高く、さらに、その飛来ルートは複数存在すると指摘されていることから、このような近隣諸国の状況も鑑みれば、依然として海外から我が国に本病ウイルスが侵入する可能性は高いものと考えられます。

つきましては、渡り鳥の本格的な飛来シーズンを迎えるに当たり、特に下記の事項に留意の上、家きんの飼養農場への本病のウイルスの侵入防止対策及び万が一の発生時のまん延防止対策に万全を期するようお願いいたします。

## 記

### 1 家きんの飼養農場における飼養衛生管理の確認及び指導の徹底について

家畜防疫員は、管轄の家きん飼養農場に立ち入り、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「家伝法」という。）第12条の3の飼養衛生管理基準（以下「飼養衛生管理基準」という。）の遵守状況を別紙1の飼養衛生管理チェック表に基づき確認するとともに、適切に飼養衛生管理を実施するよう指導すること。なお、飼養衛生管理に係る確認の際には、必ず1名以上の家畜防疫員が当該確認を行うこと。また、指導の実施状況について、様式1により農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）に報告すること（詳細な確認及び報告の方法は、別紙2のとおりとする）。

なお、本立入検査をもって、防疫指針第2の2の（2）の①の立入検査に代えることができるものとする。

### 2 野鳥、ねずみ等の野生動物対策について

渡り鳥等の野鳥がウイルス伝播に関与していることが指摘されているが、一方で、ねずみ等の野生動物についても、多くの農場でその存在が確認されており、ウイルスを持ち込む可能性が指摘されている。これらのことを踏まえ、1の立入検査に当たっては、特に野鳥の侵入防止、ねずみの駆除対策等について確認し、不備が認められた場合は指導を徹底し、その後の改善状況を確認すること。

### 3 早期通報の再徹底について

本病のまん延防止には、家きんの所有者や獣医師等が異常家きんを発見した際に、迅速に家畜保健衛生所に通報することが最も重要である。したがって、家きんの所有者や獣医師等に対して、家伝法第13条の2第1項の症状の具体的な内容について改めて周知徹底するとともに、当該症状を呈している家きんを発見したときは、遅滞なく、当該家きん又はその死体の所在地を管轄する家畜保健衛生所に通報するよう、再度指導を徹底すること。また、家きんの所有者等が当該症状を早期に発見することができるよう、日頃から飼養する家きんの健康観察を行うこと等についても改めて指導すること。

### 4 的確な初動対応の徹底及び連絡体制の再確認について

都道府県は、家きんの所有者等から上記3の通報を受けた場合には、遅滞なく、防疫指針第4の規定に基づく対応を的確に実施すること。また、万が一の本病の発生に備え、防疫指針第2の2の（8）の市町村、関係機関及び関係団体との連携体

制の整備について改めて確認すること。

5 本病に関する情報の共有について

防疫指針第2の1の(1)の規定に基づき、農林水産省が提供する本病に関する情報については、必要に応じ、広く関係者に周知すること。特に、生産現場における防疫措置に有用と考えられ、動物衛生課が周知するよう指定した情報については、確実かつ迅速に生産者、関係機関、関係団体等に周知すること。

6 低病原性鳥インフルエンザの監視体制の強化について

低病原性鳥インフルエンザウイルスについては、明確な臨床症状を示さず日々の健康観察では発見が遅れる可能性があることから、防疫指針第3の2の強化モニタリングを適切に実施すること。この際、強化モニタリングの実施に当たっては、階層別無作為抽出の徹底を含め適切に検査対象農場を選定すること。

また、モニタリングで実施するエライザ法については、非特異反応が頻繁に起こるとの指摘があり、その原因の一つとして検査の実施方法が不適切であることが挙げられていることから、エライザ法を実施する際には、改めて、検査手順書及び使用機器の取扱説明書の確認を行い、検査の精度管理に努めること。

7 野鳥のサーベイランスの実施について

別添のとおり環境省から野鳥のサーベイランスの協力依頼があったことを踏まえ、引き続き、防疫指針第3の5の(2)に基づき、野鳥のサーベイランス検査を適切に実施すること。